

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		原状回復
所 管 部 課 係 名		教育総務部公民館
根 拠 法 令 及 び 条 項		新座市コミュニティセンター条例第10条 利用権利者は、その利用が終わったときは、速やかに当該利用に係る施設又は設備を原状に復さなければならない。前条第1項の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準 (未設定の場合はその理由)	
	参 考 事 項	
準	設 定 等 年 月	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)